第1回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年1月4日(月) 開会 午後3時30分 閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

| 議席 | 氏 | 名 | 出席 | 議席 | 氏 | 名 | 出席 | 議席 | 氏 | 名 | 出席 |
|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|--------|-----|----|
| 1 | 山口 | 友三郎 | 0 | 1 1 | 草場 | 道 治 | 0 | 2 1 | 口 扫 | 満 子 | 0 |
| 2 | 池田 | 良一 | 0 | 1 2 | 田代 | 三義 | 0 | 2 2 | 中島 | 德 雄 | 0 |
| 3 | 井手 | 憲一郎 | 0 | 1 3 | 松本 | 初雄 | 0 | 2 3 | 平林 | 博文 | 0 |
| 4 | 西山 | 哲 | 0 | 1 4 | 木 須 | 修 | 0 | | | | |
| 5 | 内海 | 敏 光 | 0 | 1 5 | 岸本 | 熊一 | 0 | | | | |
| 6 | 米岡 | 省子 | 0 | 1 6 | 山口 | 光 壽 | 0 | | | | |
| 7 | 松尾 | 雅宏 | 0 | 1 7 | 古賀 | 正春 | 0 | | | | |
| 8 | 前田 | 節 朗 | 0 | 1 8 | 福田 | 義晴 | 0 | | | | |
| 9 | 松本 | 健一郎 | 0 | 1 9 | 江向 | 信夫 | 0 | | | | |
| 1 0 | 島田 | 義 忠 | 0 | 2 0 | 橋口 | 忠次郎 | 0 | | | | |

| 9番 | 松本 | 健一郎 | |
|-----|----|-----|-----------|
| | | | |
| 16来 | ПП | 水臺 | |
| | | | 9番 松本 健一郎 |

5. 事務局職員

| 職名 | 氏 名 | 職名 | 氏 名 |
|------|------|-----|---------|
| 事務局長 | 松岡猛彦 | 農地係 | 久 保 克 明 |
| 農地係 | 松尾希美 | | |

6. その他出席者 伊万里市長

7. 付議事項

| 議案 | 第1号 | 農地法第5条の申請について | (| 5件) |
|----|-------|-----------------------------|---|------|
| 議案 | 第 2 号 | 農地法第4条の申請について | (| 4件) |
| 議案 | 第3号 | 農地法第3条の申請について | (| 6件) |
| | | 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について | | |
| 議案 | 第 4 号 | (利用権設定 通年 | | 18件) |
| | | (農地中間管理事業 | | 13件) |
| 議案 | 第 5 号 | 農用地利用配分計画の承認について(| | 16件) |

8. 報告事項

| 報告第 | 1 号 | 農地法第18条6項通知の受理について | (| 7件) |
|-----|-----|--------------------|---|-----|
| 報告第 | 2 号 | 農地の形質変更届出について | (| 1件) |

9. 連絡事項

なし

| 議長 | みなさん、こんにちは。 (tatw) |
|--------|-------------------------------|
| -¥ E | (挨拶) |
| 議長 | それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。 |
| | 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。 |
| | |
| | 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 |
| | 今回は9番 松本健一郎委員、16番 山口光壽委員です。 |
| | 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。 |
| | |
| | 本日の議案数は、5つです。 |
| | 議案第1号 農地法第5条の申請について 5件 |
| | 議案第2号 農地法第4条の申請について 4件 |
| | 議案第3号 農地法第3条の申請について 6件 |
| | 議案第4号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] |
| | について 利用権設定 通年 18件 |
| | 農地中間管理事業 13件 |
| | 議案第5号 農用地利用配分計画の承認について 16件 |
| | また、報告事項は、2つです。 |
| | 報告第1号 農地法第18条第6項通知の受理について 7件 |
| | 報告第2号 農地の形質変更届出について 2件 |
| | となっております。 |
| 議長 | それでは、議事に入ります。 |
| | 議案第1号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願 |
| | いします。 |
| + 7k = | |
| 事務局 | 議案第1号 農地法第5条の申請の申請5件について御説明しま |
| | す。 |
| | |

事務局

議案の1ページ、1番になります。

図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、雨水排水計画図が4ページになります。

申請地は、立花町西円蔵寺地区です。

借受人が、工事用道路を建設するための一時転用の申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、2番になります。

図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図、 平面図が7ページになります。

申請地は、立花町富士町地区です。

譲受人が、介護施設の増設をするための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、3番になります。

図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が

事務局

10ページ、断面図が11ページになります。

申請地は、脇田町です。

譲受人が、住宅用の土地分譲地を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、4番になります。

図面は、案内図が12ページ、字図が13ページ、土地利用計画図が14ページ、断面図が15~16ページになります。

申請地は、二里町内の馬場地区です。

譲受人が、駐車場を建設するための申請です。

農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。

続きまして、議案の2ページ、5番になります。

図面は、案内図が17ページ、字図が18ページ、土地利用計画図が19ページになります。

申請地は、波多津町畑津地区です。

| 事務局 | 譲受人が、消防車格納庫建設及び防火水槽設置をするための申請です。 なお、この案件については、譲受人が既に消防車格納庫及び防火水槽を建設し、利用していたことについて始末書が添付されております。 |
|-------|---|
| | 農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当しま、 |
| 議長 | す。 議案第1号農地法第5条の申請は以上5件です。 それでは、農地法第5条1番について担当委員から説明をお願い |
| | します。 |
| 16番委員 | 住宅を建設するための一時転用になります。用途地域でありまして、周辺農地にも特に問題ない所ですので、ご審議よろしくお願いします。 |
| 議長 | 1番について、御意見、御質問はございませんか。くなし>特にないようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。 |

7番委員

この案件については、市役所の下の場所ですが元の建設会社があった所です。すでに建設会社の事務所は解体されて、今新たに〇〇という名前で〇〇さんが施設を作っていらっしゃいます。図面の5ページの白い部分が建設会社があった頃に残っていた倉庫ですが、もっと大きい倉庫です。この倉庫を解体してフェンスがある木のフェンスを越えて畑の方まで合わせて新たに施設を増設するという案件でございました。ご覧のように、住宅密集地で特別問題がありませんし、区長、生産組合長さんの捺印もございましたので、私も許可をした所であります。

議長

2番について、御意見、御質問はございませんか。

くなし>

特にないようなので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。

5番委員

案内図は8ページになっております。脇田の交差点の方から北の方に約200m行った所に高校のグラウンドがありますけども、そのすぐ側になります。12月8日に○○建設の○○さんがお見えになりまして概要説明を聞きまして、12月9日にまたお見えになりまして、区長さん、生産組合長さんの印をもらいましたので、農業委員さんの印鑑もという事で見えまして、少し待って下さいと止めまして12月12日に区長さんと○○さんと立会いをしまして現地確認という事で帰って頂き、再度確認の打ち合わせという事で当日、区長、○○建設の方からと、土地調査士さんがお見えになりまして立会いの元に行いました。実は、図面の9ページの中央の方に水と書いてありまして、こちらの方は登りの側溝でございまして、ここが年々削られまして、現状では今この側溝がございません。それから南側に水という所がありまして、そ

| | この里道がありますがこちらの方も削り込みがありまして非常に |
|--------|------------------------------------|
| | 狭くなっております。区長さんとお話しをしまして、1メートル |
| | 30センチは取ってくださいという事で○○さんの方にお願いし |
| | た所であります。それで了解をして頂いております。 |
| | 11ページの下の方に水が落ちるようになっていますが、こちら |
| | は高校の水になっておりまして、ゆくゆく開発されて土砂も入っ |
| | た場合ですね、ここの開発区域の方で土砂を上げないといけない |
| | ですよとお話ししまして、東の方に水と書いてありますが、こち |
| | らの方に落としてくださいと言っております。再度、地籍調査の |
| | 杭を落としてくださいと、その確認を後で致しましょうと。それ |
| | が済んだ時点で私も捺印した所であります。よろしくお願い致し |
| | ます。 |
| 議長 | 3番について、御意見、御質問はございませんか。 |
| | |
| 16 番委員 | 開発する場合ですね。県道からの取り付け、入口の場合、隅切り |
| 10 田女只 | を付けています。それと4メートル道路の場合は一番奥に以前は |
| | ひターン場所を設置しないといけなかったはずですが。図面に書 |
| | いてないので。 |
| | V · C / L V · V · C · |
| 担当委員 | 中の方の道路は6m道路です。 |
| 16 番委員 | 以前はUターン出来たらよかったですがUターン出来なければ許 |
| | 可がおりなかったです。 |
| | |
| 担当委員 | それは出来ると思いますよ。それと、3000㎡当たりなります |
| | ので、入口の方は民家があります。土地開発協議の方で必要であ |
| | れば隣接者の同意を取りますとの事でした。 |
| I | |

| 16 番委員 | 隅切りの方はどうですか。 |
|--------|--------------------------------|
| 事務局 | 隅切りの件については、○○さんからのお話しは聞いていません。 |
| | 必要であれば開発協議の時に話が出るのではないかと。 |
| 担当委員 | 入口の方は里道と私道と一緒に使ってあるから、境界等の問題も |
| | あるので、確認してもらうように話をしています。 |
| 議長 | 他にございませんでしょうか。 |
| | <なし> |
| | 続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。 |
| | |
| 2番委員 | ここは、○○さんの方からデイサービスを始めるようになって駐 |
| | 車場が手狭になり、埋まっているのでと相談がありましたので、 |
| | ○○さんに相談をした所、いいとの事だったので隣接者にもお話 |
| | しをした所、道に止められるよりいいとの事で快く承諾して頂き |
| | ました。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので私も |
| | 認めました。ご審議の方宜しくお願いします。 |
| 議長 | 4番について、御意見、御質問はございませんか。 |
| | <なし> |
| | 無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明 |
| | をお願いします。 |
| 15 番委員 | 案内図は17ページとなっております。波多津町畑津の国道20 |
| | 4号線の畑津公民館の敷地です。10月に区長さんがお見えにな |
| | って説明を聞いております。現在、公民館の側に消防格納庫と地 |
| | 下の貯水槽が出来ております。これは、以前、地権者の○○さん |
| | の土地を区で買い取って使っていたという事でした。事務手続き |
| | が出来ていなかったので、今回、新しい区長さんになり田んぼの |
| | 名義を宅地に変えたいとの要望でした。公民館のすぐ隣でござい |

| 15 番委員 | ますので、一部駐車場、一部通路も入っておりますので始末書まで付けて頂いておりますのでご審議お願いします。 |
|--------|--|
| 議長 | 5番について、御意見、御質問はございませんか。 |
| | <なし> |
| | 無いようですので、議案第1号 農地法第5条の申請5件につい |
| | て承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達 |
| | します。 |
| | 続きまして、議案第2号 農地法第4条の申請について事務局か |
| | の説明をお願いします。 |
| | |
| 事務局 | 議案第2号 農地法第4条の申請4件について御説明します。 |
| | |
| | 議案の3ページ、1番になります。 |
| | 図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、土地利用計画 |
| | 図が22ページ、平面図が23ページになります。 |
| 事務局 | 申請地は、大坪町白野地区です。 |
| | 申請人が、一般住宅を建設するための申請です。 |
| | 農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの |
| | (ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用 |
| | 途地域内にある農地に該当します。 |
| | 許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得 |
| | るに該当します。 |
| | |
| | 続きまして、議案の3ページ、2番になります。 |
| | 図面は、案内図24ページ、字図が25ページ、土地利用計画図 |

が26ページになります。

申請地は、大川町川西地区です。

申請人が、宅地の拡張するための申請です。

なお、この案件については、申請人が既に宅地拡張し、利用して いたことについて始末書が添付されております。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の3ページ、3番になります。 図面は、案内図27ページ、字図が28ページになります。

申請地は、東山代町大久保地区です。

申請人が、一部、植林をするための申請です。

なお、この案件については、申請人が既に植林をしていたことに ついて始末書が添付されております。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の 他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

続きまして、議案の3ページ、4番になります。

図面は、案内図29ページ、字図が30ページになります。

申請地は、黒川町長尾地区です。

申請人が、植林をするための申請です。

農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。

許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。

議案第2号 農地法第4条の申請については以上4件です。

議長

それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。

16番委員

今までは、右の所にため池がありまして、そのもう一つ上に自宅がありましたけれど、自宅がだいぶ古くなって今まで住んでいらっしゃった所を〇〇さんが山と一緒に買われたので、その費用でため池の下の田んぼを埋めて住宅の建設の計画をされております。隣接者、生産組合長、区長の承諾がありましたので、私も承諾いたしました。

議長

4番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし>

| 議長 | 無いようですので、続きまして、2番について担当委員から説明 |
|--------|--------------------------------|
| | をお願いします。 |
| 12 番委員 | これは、大川町川西の龍神という所の○○さんの所です。宅地拡 |
| | 張する為と書いておりますが、7.8年前ぐらいに自宅を新築さ |
| | れましてその時、横の方に洗濯物干場また通路と自分の畑だった |
| | のでバラスを広げて宅地のようになっております。それで、始末 |
| | 書を添付されております。 |
| 議長 | 2番について、御意見、御質問はございませんか。 |
| | <なし> |
| | 無いようですので、続きまして、3番について担当委員から説明 |
| | をお願いします。 |
| 18 番委員 | これは○○さん、福岡という事になっておりますが自宅が大久保 |
| | でございますので、自宅の方の土地でございます。植林をする為 |
| | という事ですが、始末書が付けてありますように何本か植えてあ |
| | り、後は大きくなっておりますし、周りも宅地や山となっており |
| | ますので、よかったのではないかと思います。生産組合長さん、 |
| | 区長さんの認印がありましたので、私も押しております。審議の |
| | 方宜しくお願いします。 |
| 議長 | 3番について、御意見、御質問はございませんか。 |
| | <なし> |
| | 無いようですので、続きまして、4番について自分の方から説明 |
| | をさせて頂きます。この申請人の年齢が81ぐらいになられます。 |
| | 正直、後見者がおられません。その関係でそろそろという事で植 |
| | 林したいとご相談に見えた訳です。特に問題ないと思っています。 |
| | 4番について、御意見、御質問はございませんか。 |
| | <なし> |
| | 無いようですので、議案第2号農地法第4条の申請4件について |

議長

承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。

続きまして、議案第3号農地法第3条の申請について事務局から 説明をお願いします。

事務局

議案第3号農地法第3条の申請6件について説明します。 議案は4ページになります。

1番から6番まで申請事由や経営状況等を掲げております。

2番については許可後の経営面積が4,105.61㎡であり伊万里市における下限面積である5,000㎡を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、現況が一枚になっている土地を隣接農地の所有者である譲受人が自身の土地と一体として利用するための申請です。

5番についても、許可後の経営面積が 1,557 ㎡であり伊万里市における下限面積である 5,000 ㎡を下回るため、下限面積要件を満たしておりませんが、譲受人の土地に行くためには譲渡人の土地を通る必要があるため、隣接農地の所有者である譲受人が自身の土地と一体として利用するための申請です。

2件とも「本権利の設定または移転は、その位置、面積、経常等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地等を現に耕作に供しているものが権利を取得するものである。」に該当し、下限面積要件の例外に該当します。

その他の案件については、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面

| 事務局 | 積要件、地域との調和要件を満たしております。 |
|-----|-----------------------------------|
| | 農地法第3条の申請についての説明は以上です。 |
| | |
| 議長 | それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請 |
| | については一括審議となっておりますので、議案の4ページを見 |
| | ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いしま |
| | す。 |
| | <なし> |
| | 無いようですので、議案第3号農地法第3条の申請6件について |
| | は許可相当とします。 |
| | 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促 |
| | 進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお |
| | 願いします。 |
| 事務局 | 議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利 |
| | 用権設定の通年18件について、御説明します。議案の5~6ペ |
| | ージに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。 |
| | 今回は借受人が10名、貸付人が18名で、面積は、田が61,872 |
| | ㎡、畑が 2,525 ㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは |
| | 明細書に記載しているとおりです。申出書を7~17ページに掲 |
| | げております。 |
| | 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通 |
| | 年については以上18件です。 |
| 議長 | 議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利 |
| | 用権設定の通年18件について、御意見、御質問はございません |
| | カュ。 |
| | <なし> |
| | 無いようですので、議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基 |

| 議長 | 盤強化促進事業]の利用権設定の通年18件については申出の |
|-----------|--|
| FINE | とおりに決定します。 |
| | こるうにいたしよう。 続きまして、農地中間管理事業について事務局からお願いします。 |
| 事務局 | 農地中間管理事業について御説明いたします。 |
| 7·3/3/1-3 | 議案は18~19ページになります。 |
| | 職果は10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1 |
| | 次の議案に出てくる分の利用権設定分となります。貸付人が13 |
| | 名、面積が 43,128 ㎡を農地中間管理機構農業公社へ農地を貸し出 |
| | 石、面積が45,120 mを展地下向自生機構展来五位へ展地を負し面 される利用権設定となっております。 |
| | 各明細につきましては、明細書の通りでございます。 |
| | |
| *** | 農地中間管理事業からは以上13件となっております。 |
| 議長 | 農地中間管理事業13件について、御意見、御質問はございませ |
| | んか。 |
| 3 番委員 | 管理機構で賃貸の賃借料を正すこともできるのですか。 |
| | |
| 事務局 | 昨年11月から、なかなか事業が進まないという事で公社とお話 |
| 事務局 | 昨年11月から、なかなか事業が進まないという事で公社とお話 しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあって |
| 事務局 | |
| 事務局議長 | しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあって |
| | しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあっております。 |
| | しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあって おります。 この件について補足させて頂きます。 |
| | しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあって おります。 この件について補足させて頂きます。 以前お話ししていましたが、黒川町の真手野集落に茶畑開発が昭 |
| | しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあって おります。 この件について補足させて頂きます。 以前お話ししていましたが、黒川町の真手野集落に茶畑開発が昭 和53年、54年ぐらいに出来た茶畑なんですですが、価格低迷 |
| | しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあって おります。 この件について補足させて頂きます。 以前お話ししていましたが、黒川町の真手野集落に茶畑開発が昭 和53年、54年ぐらいに出来た茶畑なんですですが、価格低迷 の関係で、自分達の集落の方々、この貸しての方が離れていきま |
| | しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあっております。 この件について補足させて頂きます。 以前お話ししていましたが、黒川町の真手野集落に茶畑開発が昭和53年、54年ぐらいに出来た茶畑なんですですが、価格低迷の関係で、自分達の集落の方々、この貸しての方が離れていきまして、日南郷の○○さんと○○さんで積む時期が1月中旬からで |
| | しをさせて頂いて使用貸借も出来るようにと要綱の変更もあっております。 この件について補足させて頂きます。 以前お話ししていましたが、黒川町の真手野集落に茶畑開発が昭和53年、54年ぐらいに出来た茶畑なんですですが、価格低迷の関係で、自分達の集落の方々、この貸しての方が離れていきまして、日南郷の○○さんと○○さんで積む時期が1月中旬からですので、作ってもいいよという事で中間管理事業の事業も入りま |

| 議長 | 当者の方が農業公社と係長が言われたように何回か打ち合わせさ |
|------|--------------------------------|
| | れて、こういう場合もいいですよと言われ今回こうなったそうで |
| | す。 |
| | その他にないでしょうか。 |
| | <なし> |
| | 無いようですので、議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤 |
| | 強化促進事業]の農地中間管理事業については申出のとおり決定 |
| | いたします。 |
| | 続きまして、議案第5号農用地利用配分計画の承認について事務 |
| | 局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第5号農用地利用配分計画の承認について御説明いたしま |
| | す。 |
| | 議案は27ページ~29ページになります。 |
| | 先ほど利用権設定の公社への貸付のご紹介頂きましたけれど、次 |
| | につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 |
| | 第2項の規定による農用地利用集積配分計画作成について、同法 |
| | 第19条3項の規定により伊万里市長から承認を求められたので |
| | この案を提出しております。 |
| | 議案28ページから29ページに明細書を掲げております。農業 |
| | 公社から借受人4名に対する転貸という形での利用配分計画とな |
| | っております。 |
| | 農用地利用配分計画の承認については以上16件です。 |
| 議長 | 議案第5号農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問 |
| | はございませんか。 |
| 7番委員 | ここの10a当りの賃料が一つの使用貸借を除くと、すべて1万 |
| | 円となっておりますが、1万円というのは、どこかで定められて |
| | いるのですか。 |

| | T |
|------|--------------------------------|
| 議長 | 日南郷の2名の茶畑を作ってもらっている方と貸しての持ち主さ |
| | んが金額を合わせた方がいいと話し合い、1万円と掲載していま |
| | す。 |
| 7番委員 | これは、野菜も1万円となっておりますが、前例として今から先 |
| | も1万円のなりがちじゃないのですか。 |
| 議長 | 黒川町の真手野がたまたまこれになったという事です。その他の |
| | 農地中間管理事業を利用される場合は、区域でされる時は地主さ |
| | んと借主さんとのお話しになると思います。始めは、開発園で償 |
| | 還はすべて終わっていますが、降霜ファン、霜よけのファンです |
| | ねこれを全部つけている地域なんですね。なので、あまり安くな |
| | いかと思いましたが反対に、お茶の価格が最近上がらないですも |
| | んね。畑としてはいい畑で、乗用の機械で1番茶でも2番茶でも |
| | 刈られる茶畑ですので、結果的のはこうなってしまいました。○ |
| | ○さんと○○さんが作らないのなら、自分たちのこの畑がどうな |
| | ったかなと心配されました。 |
| | |
| 7番委員 | お茶はそのまま作られるでしょうけど、中に野菜とありますよね。 |
| | お茶を一回抜いてしまわれたのですか。 |
| 議長 | はい。本人が全部ユンボで引き抜いてキャベツや玉ねぎなどを作 |
| | っている人もいて、人のを借りてかぼちゃとサラダ玉ねぎを作っ |
| | ております。干ばつの時も消毒の時の水は確保されております。 |
| | 最終的に先月の12月14日に真手野公民館に来ていただいて、 |
| | 農業公社から3名、農業振興課から担当の方1名と農業委員会の |
| | 事務局からも2名、地主さんにも皆さん来ていただいております。 |
| | その時に茶畑の開発園の労働、年間の維持管理などの方向付けを |
| | していた方がいいだろうと話しをしています。地主の作り手が少 |
| | なくなるので、地主が自分は知らないと言われると、後の管理が |

議長

できないので、障り木なんかも、地主関係がすべて集まり、全体的に草払いや障り木は作っている方にも来ていただく事もありますが、自分達の集落でやっていこうという事で決めております。 開発畑の切り取り面なんかの障り木については、地主さんと作り手で話し合いをし、3年に一回か5年に一回か時間がある時にしましょうとなりました。

他にございませんでしょうか。

<なし>

無いようですので、議案第5号農用地利用配分計画の承認を戴きました。

それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして 報告事項に移ります。

報告第1号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。

事務局

報告第1号農地法第18条第6項通知の受理7件について御説明します。

議案は30ページを御覧ください。

1番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。 解約後は自作される予定です。

2番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。 解約後は自作される予定です。

3番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。 解約後は自作される予定です。

4番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。

事務局

解約後は別の方に貸借される予定で、利用権設定を上程しております。

議案は31ページを御覧ください。 5番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は別の方に売買される予定です。

6番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は中間管理事業を利用し、別の方に貸借される予定で、今 回上程しております。

7番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。 解約後は中間管理事業を利用し、別の方に貸借される予定で、今 回上程しております。

報告第1号については以上7件です。

議長

報告第1号農地法第18条第6項通知の受理7件について、御質問はございませんか。

くなし>

続きまして、報告第2号農地の形質変更届2件について、事務局から報告をお願いします。

事務局

報告第2号農地の形質変更届出2件について説明します。

議案の32ページの1番になります。

図面は、案内図が31ページ、字図が32ページ、平面図が33ページ、断面図が34ページになります。

申請地は南波多町府招上地区です。

こちらは土地の地形が歪なことから工事発生土により嵩上げし農地の整形を行い効率的な利用をするための届出です。

| 事務局 | 続きまして2番になります。 図面は、案内図が35ページ、字図が36ページ、平面図が37ページ、断面図が38ページになります。 申請地は大坪町永山地区です。 こちらは宅地と同じ高さまで嵩上げし、利便性を高め、畑として利用するための届出です。 |
|--------|---|
| | 報告第2号については以上2件です |
| 議長 | それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。 |
| 8番委員 | この件につきましては、私の地区で西九州道路のインターの工事があっております。それに通じる府招・藤ノ川内線の路線変更の工事があっておりまして、そこで出る残土をこの地区の農地に埋めるという説明があっております。 生産組合長さん、区長さんの印鑑もありましたので、私も押しております。 |
| 議長 | 1番について、御質問はございませんか。くなし>続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。 |
| 16 番委員 | 35ページの案内図を見て下さい。申請箇所の左上の○○とあります。自宅が、西九州道にひっかかりまして、今回の届出箇所の横この前、転用許可を受けられましたが、それに伴いまして、その横の畑の方も宅地と同じ高さにして、畑として作りやすくしたいと、届け出がなされました。以上です。 |
| 議長 | 2番について、御質問はございませんか。 <なし> |

| 議長 | 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第1回農業委員会会議を閉会します。 |
|----|--|
| | <<<議事終了>>> |